

規制の事後評価書(要旨)

法律又は政令の名称	金融商品取引法		
規制の名称	大量保有報告規制の見直し		
担当部局	金融庁企画市場局企業開示課	電話番号：03-3506-6259	e-mail: RIA@fsa.go.jp
評価実施時期	令和元年5月7日		
事前評価時の想定との比較	事前評価時、既に提出された大量保有報告書の変更報告書(以下「変更報告書」という。)において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合にまで、引き続き変更報告書の提出を求めることとなる現行制度は、規制の趣旨に鑑みて過剰であるとしていたところ、課題を取り巻く社会経済情勢や科学技術の変化による影響は特段生じていないと考えられる。また、想定していなかった影響も、特段発現していない。なお、変更報告書の提出数は、規制緩和前後を通じて、下記のとおり、4000件台後半から5000件台の間で推移していることから、変更報告書の提出要件につき、規制の趣旨に鑑みて過剰な状況を解消する必要性は認められる。		
費用、効果(便益)及び間接的な影響の把握	費用、影響等		事前評価時の推計等との比較
遵守費用	事前評価時、大量保有報告書の提出者において、株券等保有割合が5%以下になっているにもかかわらず、その後の変更報告書の提出義務が解除されない場合について、変更報告書の提出に要する費用が減少することが想定されていた。 具体的には、変更報告書には、変更報告書提出事由に限られず、大量保有報告書記載事項のすべてについて、変更報告書提出義務が発生した日の現況に基づいて記載することとされており、変更報告書提出義務発生日時点の情報にアップデートする必要があるなど、変更報告書の提出に一定の費用を要する。 なお、当庁が、変更報告書(大量保有)の提出件数が多い複数の金融機関に対してヒアリングを行ったところでは、変更報告書1通を作成し提出するのに必要な費用として、平均34,117円であったところ、当該規制緩和により、提出が不要となった変更報告書1通あたりにつき、平均34,117円の遵守費用が減少していると推計される。		事前評価時の想定とのかい離は認められない。
行政費用	事前評価時、本規制緩和に係る行政費用に関し、変更報告書の提出回数が増加することが見込まれ、行政庁において、報告書の受理に要する費用が増加すると想定されていた。事前評価時に想定されなかった事務負担等は発生していない。		事前評価時の想定とのかい離は認められない。
効果(定量化)	当該規制緩和により、既に提出された変更報告書において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合については、変更報告書の提出が不要となり、規制の趣旨に鑑みて過剰な状態が解消され、事前評価時に想定した通りの効果が発生している。 なお、変更報告書(大量保有)全体の提出件数には当該規制緩和以外の要因も関連していると考えられるところであるが、当該規制緩和の前年である平成24年の1年間に提出された変更報告書(大量保有)提出件数4713件のうち、無作為に100分の1(47件)を抽出して調査したところ、当該規制緩和があれば提出を要しなかった変更報告書(大量保有)の件数は47件中2件(約4パーセント)であった。 この抽出結果からすれば、当該規制緩和前に提出されていた変更報告書(大量保有)のうち約4パーセントについて、提出が不要となったという効果が発生している。		事前評価時の想定とのかい離は認められない。
便益(金銭価値化)	当該規制緩和により、既に提出された変更報告書において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合については、変更報告書の提出が不要となったことの便益につき金銭価値化をすると、当該規制緩和により提出が不要となった変更報告書は、全体の約4パーセントと考えられるところ、平成25年から平成30年までの、変更報告書の年間提出件数の平均である5075件の4パーセント、すなわち203件について提出が不要となったものと推計される。 そして、前記④のとおり、変更報告書1通あたり、作成及び提出に要する費用は平均34,117円であるから、年間にして、692万5751円(34,117円×203)の便益が発生したと推計される。		事前評価時の想定とのかい離は認められない。
副次的な影響及び波及的な影響	当該制度に係る副次的な影響及び波及的な影響は特段見受けられなかった。		事前評価時の想定とのかい離は認められない。
考察	当該規制緩和により、事前評価時の想定どおり、遵守費用及び行政費用は減少している一方、既に提出された変更報告書において、株券等保有割合が5%以下であることが開示されている場合にまで変更報告書の提出を求めるという、規制の趣旨に鑑みて過剰な状況が解消されるといった便益が発生している。また、間接的な影響も特段見受けられない。よって、本件に係る特段の見直しは不要であるとする。		
備考			